

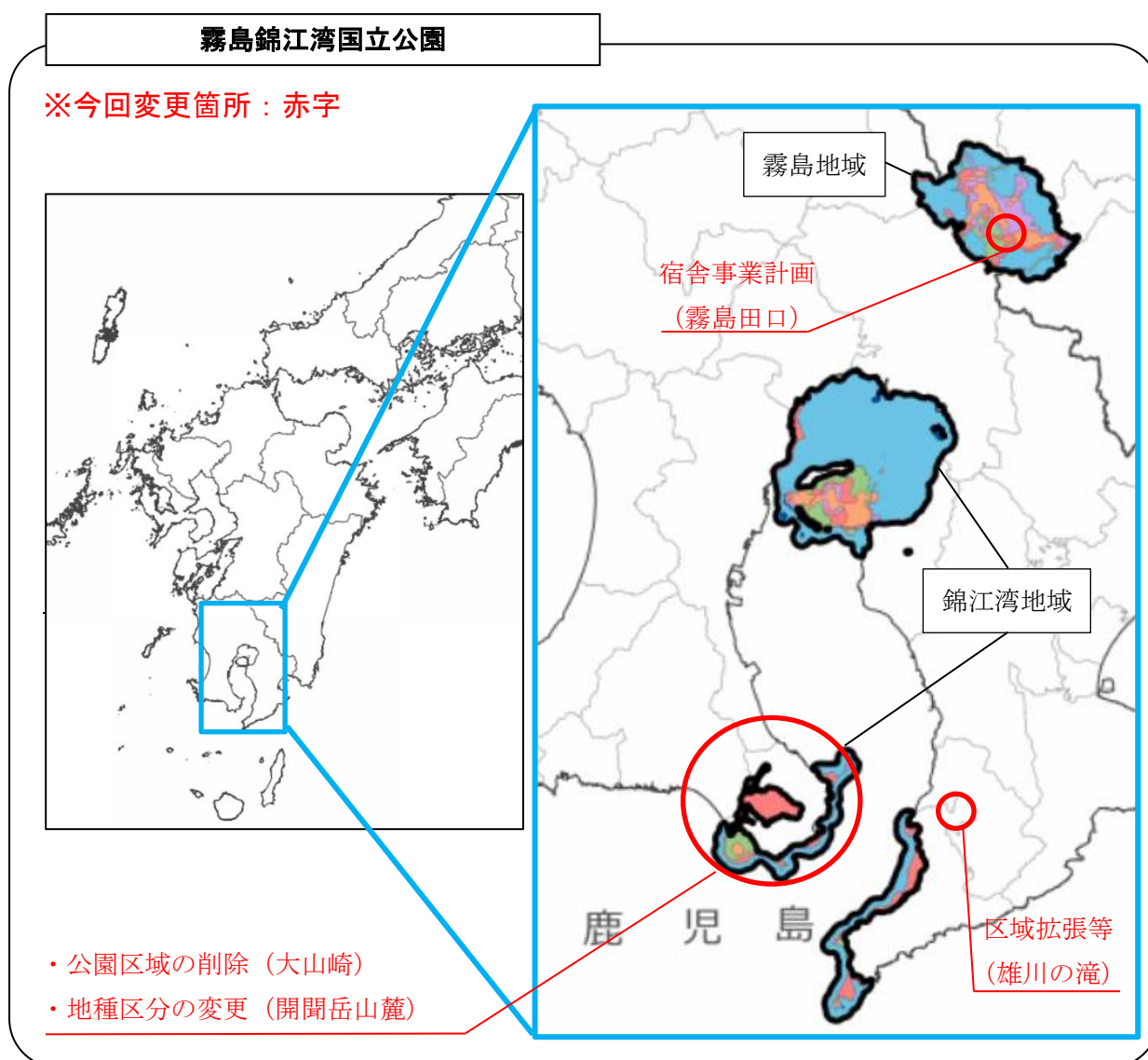
# 霧島錦江湾国立公園（霧島地域及び錦江湾地域）の 公園区域及び公園計画の変更案の概要

## 1. 背景

霧島錦江湾国立公園は、大小 20 座を超す火山が連なった霧島火山群を中核とする「霧島地域」と、始良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ火山地形を中心とする「錦江湾地域」の2つの地域からなります。

当公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定され、霧島屋久国立公園に改称されました。その後、平成24年3月16日には霧島地域及び錦江湾地域が霧島錦江湾国立公園として再編成されています。

今回は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、霧島地域及び錦江湾地域において、公園計画の変更を行うものです。



## 2. 変更案のポイント

(霧島地域)

高千穂河原地区における新規ホテルの建設に伴い、公園事業化を図ることで当該地における適切な利用を促進することを目的として、宿舎事業の追加を行います。

(錦江湾地域)

現在、大隅南部県立自然公園の一部となっている、佐多地区の「雄川の滝」、その下流の渓谷等の地域を新たに公園区域に編入するほか、市街化等により風致景観の資質が低下した指宿地区の大山崎について公園区域の削除を行います。

## 3. 変更案の詳細

(1) 公園区域の変更

(錦江湾地域)

・ 拡張する区域 (95ha)

鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南の各一部

・ 削除する区域 (76ha)

鹿児島県指宿市内国有林南薩森林計画区 85 林班の一部

鹿児島県指宿市十二町の一部

(2) 保護規制計画の変更

(錦江湾地域)

○第2種特別地域

拡張：肝属郡南大隅町根占川北及び根占川南の各一部 6ha

削除：指宿市内国有林南薩森林計画区 85 林班の一部及び指宿市十二町の一部 76ha

指宿市開聞川尻の一部 48ha ※第3種特別地域への振替

○第3種特別地域

拡張：指宿市開聞川尻の一部 48ha ※第2種特別地域からの振替

削除：指宿市開聞川尻、開聞十町及び開聞仙田の各一部 113ha

(3) 利用施設計画の変更

(霧島地域)

ア 単独施設

・ 追加：宿舎（霧島田口）

(錦江湾地域)

ア 単独施設

・ 追加：園地（雄川の滝）

・ 削除：宿舎（大山崎）、園地（開聞崎）

イ 道路

・追加：歩道（雄川の滝線）

（参考1）霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）の面積

変更前	変更後	面積の増減
（陸域）16,200ha	（陸域）16,219ha	（陸域）+19ha
（海域）37,855ha	（海域）37,855ha	（海域）変更なし
（全体）54,055ha	（全体）54,074ha	（全体）+19ha

（参考2）霧島錦江湾国立公園（霧島地域）の面積 ※今回変更なし

陸域：20,386ha 海域：0ha 全体：20,386ha